

第一類 第十一号

第七回 国院 通商産業委員会議録第三十一号

昭和二十五年四月十二日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

香貝長代理理事 神田 勝君

理事小金 義照君

理事今澄 勇君

理事有田 喜一君

理事風早八十二君
岩川 與助君
門脇勝太郎君
高木吉之助君
福田 一君
加藤 鎮造君
田代 文久君

江田斗米吉君
關内 正一君
中村 幸八君
前田 正男君
伊藤 憲一君
河野 金昇君

出席政府委員

通商務次官 楠 宮瀬 靖君

通商産業事務官 (通商化學局長) 長村 貞一君

委員外の出席者

東京大学教授 山本 祐徳君

日本化成株式会社 石本 威君

全国火薬工業労働組合総合会長 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

同 日

委員瀧谷雄太郎君及び多武良哲三君
赴任につき、その補欠として池田正
之輔君及び中野武雄君が議長の指名
で委員に選任された。

電気事業再編成に関する陳情書(東
京都中央区日本橋兜町日説館内山中
力松)(第七二五号)
特別鉄道復旧臨時措置法成立に關す
る陳情書外二件(東京都千代田区平
河町二丁目六番地全国市長会長代理

久として多武良哲三君が議長の指名
で委員に選任された。

同月八日

委員池田正之輔君辞任につき、そ
の補欠として瀧谷雄太郎君が議長の
指名で委員に選任された。

同月十二日

瀧谷雄太郎君が理事に補欠當選し
た。

四月七日

東北興業株式会社幹部の異動に關す
る陳情書(宮城県議會議長樺澤敬之
助)(第七〇四号)

電力分割案反対に關する陳情書(宮
城県塙龍市門前百七十八番地塙龍商
工會議所会頭東海林忠七外二十三
名)(第七一一号)

電氣事業の再編成に關する陳情書
(大阪府知事赤間文三外八名)(第七
一二号)

度量衡器並びに計量取締に關する陳
情書(宮崎県知事安中忠雄)(第七一
五号)

電氣料金の値上反対の陳情書外二件
(尼崎市昭和通り一丁目十七番地尼
崎商工會議所会頭今泉武夫外二名)
(第七一七号)

電氣事業分断中止の陳情書(姫路市
長尾上宇市)(第七二三号)

電氣事業再編成に關する陳情書(東
京府中央区日本橋兜町日説館内山中
力松)(第七二五号)

電気事業再編成に關する陳情書(東
京府中央区日本橋兜町日説館内山中
力松)(第七二五号)

電気事業再編成に關する陳情書(東
京府中央区日本橋兜町日説館内山中
力松)(第七二五号)

同

日

同 日

金創不二太郎外三名)(第七二六号)
改訂電氣料金制度の適正化に關する
陳情書(東京都十代田区丸の内三丁
目一番地東京都議會議長石原永明外
九名)(第七三四号)

電力分割案反対に關する陳情書(能
代市長柳谷清三郎外一名)(第七三九
号)

商工組合中央金庫松山出張所を支所
に昇格の陳情書(愛媛県議會議長立
川明外八名)(第七四〇号)

商工會議所法制定促進の陳情書(今
治市広小路今治商工會議所金頭尾越
光治郎)(第七四九号)

を本委員会に送付された。

商工組合中央金庫松山出張所を支所
に昇格の陳情書(愛媛県議會議長立
川明外八名)(第七四〇号)

商工會議所法制定促進の陳情書(今
治市広小路今治商工會議所金頭尾越
光治郎)(第七四九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

ます。瀧谷雄太郎君は理事に選任され
ました。

○神田委員長代理 ただいまより火薬
類取締法案を議題として、審査を進め
ます。本案につきましては、前会の委
員会の決議によりまして、本日御出席
を煩わしました参考人各位より御意見
を承ることといたします。

次に議事の進め方について念のため
申し上げておきます。参考人各位の發
言順序は、最初に山本祐徳君、次に島
村矢君、次に南坊平造君、最後に石本
威君にお願いいたします。発言時間は
お一人十五分以内であります。御發言
は、その都度委員長より御指名いたし
ます。御發言は、発言台でお願いいた
します。御發言の際には、念のため御
名前と御職業をお述べ願います。なお
参考人全部の御意見の発表の終りまし
ます。御發言は、発言台でお願いいた
します。御發言の際には、念のため御
名前と御職業をお述べ願います。なお
参考人全部の御意見の発表の終りまし
ます。山本祐徳君。

○山本参考人 銃砲火薬取締法に代る
べき火薬類取締法案——新法案を通読
いたしまして、きわめてさわやかな感
じを受けました。それは銃砲火薬類取
締法を根幹とする一連の法規命令
旧法令は、嚴密周到な構成であります
が、私ども科学技術者にとりましては、
まったくその難所を嘆せざるを得ない
からであります。この旧法令は、性格
のまるきり異なる銃砲と火薬類とを一
つにとりまとめたところに苦心もあ
り、また無理もできたと考えます。精

れぞれの御意見を承り、もつて本委員
会の本審査の参考といたすこと相
なった次第であります。各位におかれ
ましては、御多用中のところ貴重な時
間をさいて御出席くだされ、委員長と
いたしまして、厚く御礼を申し上げま
すとともに、それべのお立場より忌
憚のない御意見を御開陳くださるよう
お願いいたしておきます。

次に議事の進め方について念のため
申し上げておきます。参考人各位の發
言順序は、最初に山本祐徳君、次に島
村矢君、次に南坊平造君、最後に石本
威君にお願いいたします。発言時間は
お一人十五分以内であります。御發言
は、その都度委員長より御指名いたし
ます。御發言は、発言台でお願いいた
します。御發言の際には、念のため御
名前と御職業をお述べ願います。なお
参考人全部の御意見の発表の終りまし
ます。御發言は、発言台でお願いいた
します。御發言の際には、念のため御
名前と御職業をお述べ願います。なお
参考人全部の御意見の発表の終りまし
ます。山本祐徳君。

○山本参考人 銃砲火薬取締法に代る
べき火薬類取締法案——新法案を通読
いたしまして、きわめてさわやかな感
じを受けました。それは銃砲火薬類取
締法を根幹とする一連の法規命令
旧法令は、厳密周到な構成であります
が、私ども科学技術者にとりましては、
まったくその難所を嘆せざるを得ない
からであります。この旧法令は、性格
のまるきり異なる銃砲と火薬類とを一
つにとりまとめたところに苦心もあ
り、また無理もできたと考えます。精

密接である銃砲と化物質である火薬類が相関連するには、ただある種の火薬類が弾薬として、銃砲に用いられる点にすぎません。そして弾薬を含めて銃砲への取締りの主眼は、たしかに治安——ベースに置かれるべきであります。が、銃砲から離れた産業用火薬類については、治安でなく保安セーフティーにあらねばなりません。治安は科学技術的検討のみで維持することできませぬが、保安の事柄はほとんど全面的に科学技術的に確保され得る所であります。ここに新法案では銃砲から離れて、取締りの重点が保安にあらねばなりません。いま一つ、旧法令には軍用火薬類という本質の不明瞭な語句がありまして、あいりといたしました。しかし新法案では、いわゆる軍用火薬類——少くとも軍用火薬類を考え、もつぱら産業用火薬類を対象としていますから、これまたさづぱりました。島村矢君にお願いいたします。島村

新法案には製造施設、製造方法、貯蔵方法、火薬庫、消費、施業、安定度試験及び不良火薬類の措置等については通商産業省令で、運輸についてはは政令で、それより技術上の基準が示されることがあります。かくしてまつたく技術の性格を帯び、しかもその基準の制定には公聴会で広く一般の意見を徴するのでありますから、民衆的であり、かつ技術家の協力やすい独立性から救うことができます。

次に、作業主任者及び取扱主任者の免許は、旧法令ではやや學業偏重の傾きがありますが、新法案では試験制度のみがとられ、時勢に即応した進んだ措置と信じます。また製造上の危害子

密接である行為を妨げないと、いう意味の教育の実施を行なうように規定せられたこと、及び火薬類の輸出の手続が輸入のそれよりも簡易に扱われる点に注目に値します。これはわが

国の産業用火薬類の製造技術が列国に比べて過疎がなく、販売業者や大口の消費者の教養と社会的信用の高いこと

が認められたものとして、同感を禁じ得ません。

これを要するに旧法令が立派なものでありながら、内容を多く盛つたた

め、しろうとにじまれなかつたのを、新法案はまことにさらりと仕上げられた点、官尊民卑の弊が一掃せられ

て、きわめて民主的に構成されしかも業者に深い信頼が寄せられた点等に対

して、私は全面的好感を抱くことがあります。そしてこの新法案に關係の政令及び省令によつて完璧が期せられ

ますことを切望してやみません。

私の意見はこれで終ります。

○神田泰義代理 次は労働組合側の島村矢君にお願いいたします。島村

君。

○島村参考人 全国火薬工業労働組合連合会長の島村矢であります。火薬は通商産業省令で、運輸についてはは政令及び労働組合側の島村矢君にお願いいたします。島村

君。

新法案には製造施設、製造方法、貯

蔵方法、火薬庫、消費、施業、安定度

試験及び不良火薬類の措置等について

は通商産業省令で、運輸についてはは政

令で、それより技術上の基準が示され

る所であります。かくしてまつたく技術

の性格を帯び、しかもその基準の

制定には公聴会で広く一般の意見を徴

するのでありますから、民衆的であり、かつ技術家の協力やすい独立性から

救うことができます。

次に、作業主任者及び取扱主任者の免許は、旧法令ではやや學業偏重の傾

きがありますが、新法案では試験制度のみがとられ、時勢に即応した進んだ

措置と信じます。また製造上の危害子

の重要性から、これが確保の最優先的、しかも積極的考慮がなされてのみ

事業の維持継続が認められるものであ

ります。以上の基本的な点において、われくは現行法の改訂の必要を認めています。改訂にあたりましての逐條的な意見の前に、基本的な事項を申し上げます。

まず最初にたゞいま火薬産業の基本的なあり方として大体三つにわけて申し上げましたが、第一の軍事目的

の排除、すなわち平和産業としての火薬についてであります。明治以来

終戦までに果した役割からばかりでなく、今日の客觀情勢下において火薬産業は必ずしも平和産業として是認され得ないのであります。この際本法においてはもちろんのこと、これが徹底は

最も重要であります。その限りにおいてのみ火薬産業が認められるのであります。

第二は取締法の性格がもたらした警察的な、また封閉的な要素は、民主化の徹底によつて改められなければならぬのであります。

第三の基本的人権の擁護の点からは、もちろんのこと、火薬産業の保安の重

要性は申しますまでありません。これが

らないのであります。

第二は取締法の性格がもたらした警

察的な、また封閉的な要素は、民主化の徹底によつて改められなければならぬのであります。

第三の基本的人権の擁護の点からは、もちろんのこと、火薬産業の保安の重

要性は申しますまでありません。これが

ないであります。

第二十一条、危害予防規定について

教育の実施を自主的に行なうように規定されたこと、及び火薬類の輸出の手続が輸入のそれよりも簡易に扱われる点に注目に値します。これはわが

国の産業用火薬類の製造技術が列国に比べて過疎がなく、販売業者や大口の

消費者の教養と社会的信用の高いこと

が認められたものとして、同感を禁じ得ません。

これを要するに旧法令が立派なものでありながら、内容を多く盛つたた

め、しろうとにじまれなかつたのを、新法案はまことにさらりと仕上げ

ました。新法案はまさにさりと仕上げられた点、官尊民卑の弊が一掃せられ

て、きわめて民主的に構成されしかも業者に深い信頼が寄せられた点等に対

して、私は全面的好感を抱くことがあります。そしてこの新法案に關係の政令及び省令によつて完璧が期せられ

ますことを切望してやみません。

私の意見はこれで終ります。

○神田泰義代理 次は労働組合側の島村矢君にお願いいたします。島村

君。

新法案には製造施設、製造方法、貯

蔵方法、火薬庫、消費、施業、安定度

試験及び不良火薬類の措置等について

は通商産業省令で、運輸についてはは政

令で、それより技術上の基準が示され

る所であります。かくしてまつたく技術

の性格を帯び、しかもその基準の

制定には公聴会で広く一般の意見を徴

するのでありますから、民衆的であり、かつ技術家の協力やすい独立性から

救うことができます。

次に、作業主任者及び取扱主任者の免許は、旧法令ではやや學業偏重の傾

きがありますが、新法案では試験制度のみがとられ、時勢に即応した進んだ

措置と信じます。また製造上の危害子

なされなければ、火薬産業そのものの排除及び徹底的な民主化と基本的人権の擁護に基きまして、わが火薬産業

否認であります。しかば保安の確保の実現が輸入のそれよりも簡易に扱われる点に注目に値します。これはわが

國を日本国に改めて、本條の前後に一

般の正當なる行為を妨げないと、いう意味の一項を挿入していただきたい。

次に第五條、販売業者の定員制の廢止について、いささかの意見はあります。現行銃砲火薬類取締法の第二條に「火薬爆薬ノ製造ハ帝國臣民ノミヲ

社員若ハ株主トスル会社ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス」とあります。この帝國を日本国に改めて、本條の前後に一

般の正當なる保持、運営、取扱いある等の正常なる保持、運営、取扱いあることはいかなることであるかといふ点に

見地から、本條にその旨を、たとえば
鉱山保安法のごとく明記することを要
求するものであります。次に二十九
條、保安教育についてであります。こ
れについては労働者として、その実施
の一層積極的なことを特に望むもの
であります。三十一條、作業、取扱面
主任者の試験についてであります。
従来の学問あるいは學歷中心主義でな
くて、職場の経験を十分尊重できるい
わゆる民主的制度を切に望むものであ
ります。三十二條、ここで、主任者の
職務の「誠実」という字句であります
が、本法は技術法の建前から、抽象的
な、しかも観念的な用語でなくて、誠
実なるべき技術的基準に改むべきであ
るというふうに考えております。同時
に本條は、主任者の主觀によりま
で、悪用されるおそれが多分にあります
から、常に正当な労働者の行為を妨
げるものであつてはならない、この旨
の條項を挿入することを主張するもの
であります。次に三十四條、主任者の
職務遂行の不適当についてであります
。保安上、職務の遂行が不適当であ
ると認められただけでは、主任者の解
任は悪用されます。ここで解任基準の
不明確は、主任者自身の不安であると
思いますが、その点明確にすること
を主張します。三十九條、「その他の事
情により危険な状態」とは何であるか、
それがたとえば、天災地変であるなら
ば、そのように明記してほしいとい
うことであります。四十條、「発火し易い
物」とは何であるか。また「製造所」の
範囲は工場全般であるか、または危険
区域内のみであるかを、明確にする必
要を認めております。四十三條の二
項、本項は意味のある條項とは思われ

ません。またその行為によつては、危
害の予防に効果を与えることを特に
恐れておるものであります。四十四
條、四十五條の行政措置について、こ
れらの措置の動機が、労働行為を理由
としないことをはつきりさせる意味に
おいて、業務上あるいは技術上の基準
をはつきりしておくことを主張するも
のであります。次に四十八條の條件の
付与であります。これもできるだけ
明確化しておくということ。五十三條
の公職会についてであります。公職
会はできるだけ省令一般について行え
るようにし、またこのほかに、鉱山保
安法のごとく、たとえば火薬審議会と
いうようなものを設けることを望むも
のであります。その他こまかい点は省
略いたします。

最後に、總括的な意見を申し上げて
終りたいと思います。まず第一に、労
働運動の抑止に悪用され得るという点
であります。今日一處その意図がない
と言われても、改訂の当初において
も、たとえば旭化成の一年年の争議に
おけることと、またその後の過程にお
いても、經營者の一部にそのような意
見が出されたことなどからしまして
も、その余地を残すことは、本法の趣
旨に反するものであります。第二点と
しまして、外國資本の参加の道を開いて
おる点であります。先ほど申し上
げましたように、自國産業の擁護、自
主性の確立のために、火薬産業の植
民地的條件を拒否しなければなりません
。第三点、現行法の軍事的内容を一
掃するための改訂であるのに対し、
本法案は、ボッダム宣言指令第三号の
内容、並びに憲法の趣旨の明記がなさ
れておらないことが、たとえば今日の

火薬が軍需用として無関係でないこと
く伝えておる外国通信などからして
も、新火薬法として不十分であり、ま
た不安と動搖をもたらすことを恐れる
ものであります。平和産業としての
趣旨を徹底することを、本法において
おいて、業務上あるいは技術上の基準
をはつきりしておくことを理由に
これらの措置の動機が、労働行為を理由
としないことをはつきりさせる意味に
おいて、業務上あるいは技術上の基準
をはつきりしておくことを主張するも
のであります。次に四十八條の條件の
付与であります。これもできるだけ
明確化しておくということ。五十三條
の公職会についてであります。公職
会はできるだけ省令一般について行え
るようにし、またこのほかに、鉱山保
安法のごとく、たとえば火薬審議会と
いうようなものを設けることを望むも
のであります。その他こまかい点は省
略いたします。

最後に、總括的な意見を申し上げて
終りたいと思います。まず第一に、労
働運動の抑止に悪用され得るという点
であります。今日一處その意図がない
と言われても、改訂の当初において
も、たとえば旭化成の一年年の争議に
おけることと、またその後の過程にお
いても、經營者の一部にそのような意
見が出されたことなどからしまして
も、その余地を残すことは、本法の趣
旨に反するものであります。第二点と
しまして、外國資本の参加の道を開いて
おる点であります。先ほど申し上
げましたように、自國産業の擁護、自
主性の確立のために、火薬産業の植
民地的條件を拒否しなければなりません
。第三点、現行法の軍事的内容を一
掃するための改訂であるのに対し、
本法案は、ボッダム宣言指令第三号の
内容、並びに憲法の趣旨の明記がなさ
れておらないことが、たとえば今日の

火薬が軍需用として無関係でないこと
く伝えておる外国通信などからして
も、新火薬法として不十分であり、ま
た不安と動搖をもたらすことを恐れる
ものであります。平和産業としての
趣旨を徹底することを、本法において
おいて、業務上あるいは技術上の基準
をはつきりしておくことを理由に
これらの措置の動機が、労働行為を理由
としないことをはつきりさせる意味に
おいて、業務上あるいは技術上の基準
をはつきりしておくことを主張するも
のであります。次に四十八條の條件の
付与であります。これもできるだけ
明確化しておくということ。五十三條
の公職会についてであります。公職
会はできるだけ省令一般について行え
ないようにし、またこのほかに、鉱山保
安法のごとく、たとえば火薬審議会と
いうようなものを設けることを望むも
のであります。その他こまかい点は省
略いたします。

最後に、總括的な意見を申し上げて
終りたいと思います。まず第一に、労
働運動の抑止に悪用され得るという点
であります。今日一處その意図がない
と言われても、改訂の当初において
も、たとえば旭化成の一年年の争議に
おけることと、またその後の過程にお
いても、經營者の一部にそのような意
見が出されたことなどからしまして
も、その余地を残すことは、本法の趣
旨に反するものであります。第二点と
しまして、外國資本の参加の道を開いて
おる点であります。先ほど申し上
げましたように、自國産業の擁護、自
主性の確立のために、火薬産業の植
民地的條件を拒否しなければなりません
。第三点、現行法の軍事的内容を一
掃するための改訂であるのに対し、
本法案は、ボッダム宣言指令第三号の
内容、並びに憲法の趣旨の明記がなさ
れておらないことが、たとえば今日の

火薬が軍需用として無関係でないこと
く伝えておる外国通信などからして
も、新火薬法として不十分であり、ま
た不安と動搖をもたらすことを恐れる
ものであります。平和産業としての
趣旨を徹底することを、本法において
おいて、業務上あるいは技術上の基準
をはつきりしておくことを理由に
これらの措置の動機が、労働行為を理由
としないことをはつきりさせる意味に
おいて、業務上あるいは技術上の基準
をはつきりしておくことを主張するも
のであります。次に四十八條の條件の
付与であります。これもできるだけ
明確化しておくということ。五十三條
の公職会についてであります。公職
会はできるだけ省令一般について行え
ないようにし、またこのほかに、鉱山保
安法のごとく、たとえば火薬審議会と
いうようなものを設けることを望むも
のであります。その他こまかい点は省
略いたします。

最後に、總括的な意見を申し上げて
終りたいと思います。まず第一に、労
働運動の抑止に悪用され得るという点
であります。今日一處その意図がない
と言われても、改訂の当初において
も、たとえば旭化成の一年年の争議に
おけることと、またその後の過程にお
いても、經營者の一部にそのような意
見が出されたことなどからしまして
も、その余地を残すことは、本法の趣
旨に反するものであります。第二点と
しまして、外國資本の参加の道を開いて
おる点であります。先ほど申し上
げましたように、自國産業の擁護、自
主性の確立のために、火薬産業の植
民地的條件を拒否しなければなりません
。第三点、現行法の軍事的内容を一
掃するための改訂であるのに対し、
本法案は、ボッダム宣言指令第三号の
内容、並びに憲法の趣旨の明記がなさ
れておらないことが、たとえば今日の

し上げることにつきまして、印刷物を
準備いたしましたので、お手元に届け
てございますが、それをもとにしても
お話ししたいと思います。

三月二十五日に火薬類取締法案が衆

議院に上程せられまして、わたくし業
界は多年の懸案であつた本法案の上程
に際しまして、通商産業省当局の払わ
れた努力を謝しまして、かつ衆議院通
商産業委員会の各位が、連日慎重なる
検討をされることを傍聴いたしまし
て、委員諸氏の御配慮に対し敬意を表
し、本案が今国会において一日も早く
成立することを希望するものでござい
ます。以下本案に関する業界の閉心
と、若干の点についてわれらの所見を
披瀝いたしまして、その趣旨の達成
と、当局の実地に即した運営を切望す
る次第であります。

第一に、火薬類取締法に因する業界
の閉心について申し上げたいと思
います。

〔神田委員長代理退席 滋谷委員長
代理着席〕

現行の銃砲火薬類取締法規は、先刻

委員長よりお話のありましたごとく

に、軍国時代の立法でございました

平和国家に不適当な数々の点を包藏し
て、そのままになってしまったのであ
ります。

昭和二十三年一月、火薬懇談

会、現在では日本産業火薬会となつて
おりますが、これが火薬法の全面的
改正を企図いたしまして、官民関係者
の参加を得まして火薬法規改正案協議
会といふものを結成してこれに當
て、昭和二十三年十月八日、火薬取締

法、同規則、並びに技術基準案といふ
ものを作成いたしまして、これを通商

大臣に提出した次第であります。火薬

類取締法案は、右の條文の趣旨を広く
取入れるので、われらは本案自身

まして、條文の書き流し的にしてある
といふことと、章節の区別がついてい
ないといふ点から考えて、これが
理解活用はわたくし業者において、
容易なことではないのであります。
これらの諸点がその主なる改正すべき
問題の要旨であろうと考えております。
本法令の改正は、昭和八年十一月
に火兵学界が主催いたしました火薬類
法規研究会において、主として技術的
立場に立つて企図せられまして、ほぼ
四年を費して、昭和十二年九月二十九
日、内務大臣に提出せられたのであり
ます。また昭和十四年十月二十三日に
は、内務省当局にさらにそれを促進す
べく書類が提出せられております。内
務省当局も、これに応じて法規の改正
を企図せられたのでありますするが、本
法令が難解であるために、事務官の方
がこれに精通して改正に着手されると
いうまでには相当の日数を要するので
あります。またこれができまして、内
務省当局も、これに応じて法規の改正
を企図せられたのでありますするが、本
法令が難解であるために、事務官の方
がこれに精通して改正に着手されると
いうまでには相当の日数を要するので
あります。昭和二十三年一月、火薬懇談
会、現在では日本産業火薬会となつて
おりますが、これが火薬法の全面的
改正を企図いたしまして、官民関係者
の参加を得まして火薬法規改正案協議
会といふものを結成してこれに當
て、昭和二十三年十月八日、火薬取締

が一日も早く成立することを望む次第であります。

第二番目に、火薬類取締法案の目的、構成精神ということについて、所見を申し述べたいと思います。第一條の目的に対しましては、火薬産業の健全なる発展に資するという意味が与えられる、なおよいと思うておるのであります。また内罰規定というによりまして、経営者の責任がある限度以上に課せられてることにつきましては、われく若干の難点と思われるております。たとえば運搬の証明書を忘れて来た人に對して罰則を科す。もしくは免状の返納を命ぜられたるやうなこと、並びに帳面を少し間違つた、いわゆるケアレス・ミスティックこと、またある程度の報告を、出す人物を間違えて期日に出さなかつたとつておりますが、それが全部経営者の面に内罰規定によつて科せられて来るといふような点において、われくは非常に難点と思うておるのであります。細目規定は、これを取締規則の方に譲られたことは、今後の時代の推移による改正が、割合につくりやすいようないますので、この制定及び改正にあたりましては、公團會等は実質的に民意を取入れるような形で、実施せられることを切望する次第であります。

第三番目に、製販業の當業に関する意見を申し述べたいと思います。その第一番目には、製造業

者が帝国臣民に限るという在來の制限が除かれております。この帝國臣民に限るということは、軍國時代におきましては、火薬工場の動静を海外の目の届かないところに置きたいというような

考へ、または外國人に火薬をつくらせてたくないというような考へでできたものであるうと考へられるのであります。現在われくが平和的火薬を持つて、他の國の者が株主になるというのであります。外國の火薬工場におきましても、他の國の者が株主になるといふことについての制限はないように思つております。こういつた面で、われわれが外國資本の導入、外國技術のとり入れといふようなことにやぶさかでないといふことを、一般工業と同じ水準において、これを法律に示すということと、この両方を考え方合すならば、距離設定の本旨に反するものであらうと考えるのであります。現行市街地建築物施行細則第三條の三及び七の趣旨をとり入れましては、多分の明るさを与えたものと考へる次第であります。

次に販売業者の定員制の廃止といふ問題でございます。これは時代の流れに従いましては、多分の明るさを与えたものと考へる次第であります。

次に販売業者の定員制の廃止といふ問題でございます。これは時代の流れについて申し上げたいと思うのであります。一方取締法、取締規程という二本立てになつて、非常にわかりやすい規則になるということ、技術基準のごとき規定は、これを取締規則の方に譲られたことは、今後の時代の推移による改正が、割合につくりやすいようないますので、この制定及び改正にあたりましては、公團會等は実質的に民意を取入れるような形で、実施せられるることを切望する次第であります。

第三番目に、製販業の當業に関する意見を申し述べたいと思います。その第一番目には、製造業

者が帝國臣民に限るという在來の制限が除かれております。この帝國臣民に限るということは、軍國時代におきましては、火薬工場の動静を海外の目の届かないところに置きたいというような

考へ、または外國人に火薬をつくらせてたくないというような考へでできたものであるうと考へられるのであります。現在われくが平和的火薬を持つて、他の國の者が株主になるといふことについての制限はないように思つております。こういつた面で、われわれ

が、外國資本の導入、外國技術のとり入れといふようなことにやぶさかでないといふことを、一般工業と同じ水準において、これを法律に示すということと、この両方を考え方合すならば、距離設定の本旨に反するものであらうと考えるのであります。現行市街地建築物施行細則第三條の三及び七の趣旨をとり入れましては、多分の明るさを与えたものと考へる次第であります。

次に、所管官庁の一元化ということについて申し上げたいと思うのであります。一方取締法、取締規程といふ二本立てになつて、非常にわかりやすい規則になるということ、技術基準のごと

く規定されるかということはわかるの

であります。いかに本法の方が厳格であり詳しく述べる火薬類の製造設備、製造作業

場の規定が、各府県ごとに在來つくら

れるようにならぬことだと思ふ。されどもにつけこうなことだと警戒を表

す。運搬規則の制定といふことにつきましては、これは省令に譲られており

ます。まず第一にこれらの面におきましては、少量火薬の譲り渡し、譲り受け、消費の許可並びに運搬の届けといふようないふなものは、在來知事の権限に属して運搬することができるようになります。

その次に労働基準法との関係につ

いて申上げますが、火薬類製造工場に

おきましては、火薬庫の監督を頼みたい

と思います。

次に技術基準の制定といふことについて申し上げます。その技術基準の制定にあたりましては、現在民間の声は多分にとり入れられているようあります。今後もその考えを失わないよう、また時代の変化、科学の進歩による絶えざる改正に努力せられるよう切望します。

次に運搬規定の制定といふことにつきましては、これは省令に譲られており

ただまつたといふいます。

次に運搬規則の制定といふことにつ

きまして、これは省令に譲られており

あることが、いいのであります。

○田代委員 重ねて御質問いたしました。

○伊藤(憲)委員 譲讓をしようとは思いませんが、

もちろん私たちもいたしましては、今

の御説明のように、これは平和産業用

だけにしかつからないのだから、御心

配ありませんということになるといった

ましても、それはそういう気持ちでつ

くりましても、この物品そのものが非

常な危険な戦争用具であります、た

とえば日本の平和産業に有する有効需

要をオーバーしてつくられる。ところ

が会社側から申しますと、たくさんで

きればできるほど、もうけが行くとい

うことになりますし、利潤ということ

がここに当然考えられます。そういう

ことから申しますと、知らずくの間

に、平和産業だけと考えましても、い

つしかそういう戦争に巻き込まれる形

が出て来るのではないか。そういう場

合に外国資本との関係がある場合にお

いては、それはますます危険になつて

来るということを感じるわけであります。

○南坊参考人 重ねてひとお答えを願います。

○南坊参考人 ただいまの御質問に再

度お答えいたしますが、平和産業用の

ものが、他の目的に他国で使われると

いうことにつきましては、われくの

業界はいかんともいたし方のない問題

と考えるのであります。従つてそれと

外國資本の導入ということ、直接の

関連性は考え得ないと想います。

○伊藤(憲)委員 南坊さんにお伺い

いたします、多少南坊さんからいただい

た文書と違ったといふか、この通り読

んだわけではないのですが、ここに書

いてあることで質問したいと思いま

す。それは第五番目の「〔三十二條

によつて作業主任者、取扱主任者が技

術基準及危害予防規程の実施の責任を

負はされる事を明確にし、従つて火薬

類を取扱う凡ての者は、その指示に従

う様に規定した事は本法の目的を達成

する事であつて、之を以て労働者の権

利を侵害すると解する者があつたとし

たならば、その者は火薬類の取扱いに

従事する資格の無い者と断ぜざるを得な

いといふ御発言があつたのであります

が、現に火薬労連を代表して島村君

が、これはそういうおそれがあるとい

う発言をしておる。従つて火薬労連者

の中には相当あると思うのです。この

法案が実施されたあつた場合には、ある

と断ぜざるを得ない。だから処分でも

おつしやられたのであります。

私も十四歳のときから労働者をしてお

りまして、いろく、こういう法規に縛

られて生活して参り、また長い間労働

運動もやつて参りましたが、事実上こ

ういう圧迫を受けたのであります。極

端な例を申し上げますと、私は二期東

京都市の労働委員をしておりまして、そ

れはこれはばくちを打つたから解雇し

た、こううのであります。ところが

印刷工といふものは、大体ばくちを打

つのであります、ここに印刷工の方

がおられたら失礼な申し分であります

が、普通打ちます。現に今競輪だとか

いろいろばくちをやつておる。だから

ふざけたことを言はなく、私たつてばく

いよいよ打つんだということを申し上げた

こともありますが、こういう印刷業を

経営しておる人が、ばくちを打たない

ような人を使つことはむりなのであり

ます。それで労働組合の郭庄をす

るとときにこうすることを言つてやる。

今こういう規定を設けてやる。例をあげ

げると言えば、私は幾らでも例をあげ

ることができますが、この法文にあり

ますように、ただ指示に従わなければ

ならないというようなことによつて、そういう

ことを守らぬのであります。そういう

ことについて、よく守るということを

いうものであります。

○伊藤(憲)委員 この三十二條はそ

ういうことがほしいぶん起きたのであります。

それを従業員は、火薬類の取扱いに従

事する事であつて、之を以て労働者の権

利を侵害すると解する者があつたとし

たならば、その者は火薬類の取扱いに

従事する資格の無い者と断ぜざるを得な

いといふ御発言があつたのであります

が、現に火薬労連を代表して島村君

が、これはそういうおそれがあるとい

う発言をしておる。従つて火薬労連者

の中には相当あると思うのです。この

法案が実施されたあつた場合には、ある

と断ぜざるを得ない。だから処分でも

おつしやられたのであります。

上げたのであります。

まことに、たゞ指示に従わなければ

ならないというようなことによつて、そういう

ことを守らぬのであります。そういう

ことについて、よく守るということを

いうものであります。

○伊藤(憲)委員 この三十二條はそ

ういうことがほしいぶん起きたのであります。

それを従業員は、火薬類の取扱いに従

事する事であつて、之を以て労働者の権

利を侵害すると解する者があつたとし

たならば、その者は火薬類の取扱いに

従事する資格の無い者と断ぜざるを得な

いといふ御発言があつたのであります

が、現に火薬労連を代表して島村君

が、これはそういうおそれがあるとい

う発言をしておる。従つて火薬労連者

の中には相当あると思うのです。この

法案が実施されたあつた場合には、ある

と断ぜざるを得ない。だから処分でも

おつしやられたのであります。

上げたのであります。

まことに、たゞ指示に従わなければ

ならないというようなことによつて、そういう

ことを守らぬのであります。そういう

ことについて、よく守るということを

いうものであります。

○伊藤(憲)委員 この三十二條はそ

ういうことがほしいぶん起きたのであります。

それを従業員は、火薬類の取扱いに従

事する事であつて、之を以て労働者の権

利を侵害すると解する者があつたとし

たならば、その者は火薬類の取扱いに

従事する資格の無い者と断ぜざるを得な

いといふ御発言があつたのであります

が、現に火薬労連を代表して島村君

が、これはそういうおそれがあるとい

う発言をしておる。従つて火薬労連者

の中には相当あると思うのです。この

法案が実施されたあつた場合には、ある

と断ぜざるを得ない。だから処分でも

おつしやられたのであります。

上げたのであります。

まことに、たゞ指示に従わなければ

ならないというようなことによつて、そういう

ことを守らぬのであります。そういう

ことについて、よく守るということを

いうものであります。

○伊藤(憲)委員 この三十二條はそ

ういうことがほしいぶん起きたのであります。

それを従業員は、火薬類の取扱いに従

事する事であつて、之を以て労働者の権

利を侵害すると解する者があつたとし

たならば、その者は火薬類の取扱いに

従事する資格の無い者と断ぜざるを得な

いといふ御発言があつたのであります

が、現に火薬労連を代表して島村君

が、これはそういうおそれがあるとい

う発言をしておる。従つて火薬労連者

の中には相当あると思うのです。この

法案が実施されたあつた場合には、ある

と断ぜざるを得ない。だから処分でも

おつしやられたのであります。

上げたのであります。

七

軍でなく、平時の陸軍、海軍もあつたわけであります。その陸軍が要塞をつくるとか何とかは別としまして、たとえば陸軍省の建物をつくるために、火薬を使つたら、それは軍用火薬であるか。それは意識で軍用火薬ではないでございましょう。しかしそれを軍用の火薬としましたら、その戦争のやり方によりまして、いろ／＼使えると思ひます。たとえば地雷のようなものをつくるために、産業用のものを使おうと思えば使えましょ。しかしそれはただ爆破ということをやるためにやるのをございます。それからまたいろいろな火薬がございます。たとえばカーリットは爆雷に使われる。爆雷といふものは、潜水艦をやつける防禦兵器であります。そうしたならば、これは被用火薬がございます。それは被用火薬になるわけでござります。しかし私の見解を申しますと、たとえばダイナミトを地雷に使う、カーリットを爆雷に使うということは、戦争と言えればやつつけられない竹やりと同じものである。竹やりが兵器であるかどうかということと同じであります。従つてこのたびの火薬取締法案では通商産業省でこれを定めるということとございますが、通商産業省は戦争を扱う役所ではありません。ここにあるものは産業用のものでございまして、もしもそれを軍用に使おうとしても、竹やり程度のものと私は解釈いたします。軍人かのように私は考えております。

○風早委員 たしかにこの問題は掘下げて行けばはなはだつきりしない問題であります。石油にしても、精製してガソリンにする。ガソリンは何でございまして、タクシーを運転するにも使えるわけです。しかし同時にまた、精製の度合いにもよります。ガソリンに対するガソリンのタクシーをなんかも潤滑油としては、どこで使用者或わけありますけれども、特に超高空飛行にも使えるといったように、そのまま使えるものがあると思ひます。カーリットにして、現在鉱山なり、建設用の爆薬を使つて、何かこれは、今もお話をありましたように、爆雷にも使える。竹やりにしても、とにかく戦争といふものは、身の性質からいたしましても、ほのかの一般工業の製品やその製造過程と違つて、もつと直接的にそいつたような限らない。そういう意味ではなはだつくりしないものだと思います。ただこの火薬産業はその設備の関係からいたしましても、もちろんそのものは大体あの点については繰返さないことがあります。今私も伊藤君と同じよう点も気にかかるのですが、今私が申せた御意見の第二ページでありますけれども、製造及び販売、営業についての問題であります。外資の導入なり、また火薬商に対して、おそらく今度は外商がそれを経営するということもあり得るわけである。そういうことと関連して、主としてこの製造工場にいたしまして、主としてこの製造工場並びに火薬の保管距離について、いろいろ御意見が出ております。これはもう一つは、工場内部の安全設備の充実、特に安全装置の充実といふ点が、やはりそれ以上に必要ではなからうか。そういうことについては、否定しないだろとおつしいましたが、全面的に

否認いたします。全然そうではあります。そのことは太平洋戦争におきましてもその通りでございまして、日本の化学工業ほど太平洋戦争に貢献しなかつた工業はないのでござります。ところはおかしい話でござりますけれども、ほんと精密な兵器としての火薬をつくるに適しないようなことをやつておりますが、戰争がだん／＼激烈になつて参りまして、その技術者を使おうといふら程度で、わずかに戦争の終りごろになつて、それに参加するような気運になつて来た。こういう調子であります。世の中の方々は、火薬と申せばすぐ戦争といふことを連想されますが、全然そうではございません。カーリットにして、現在鉱山なり、建設用の爆薬を使つて、何かこれは、今もお話をありましたように、爆雷にも使える。竹やりにしても、とにかく戦争といふものは、身の性質からいたしましても、ほのかの一般工業の製品やその製造過程と違つて、もつと直接的にそいつたような限らない。そういう意味ではなはだつくりしないものだと思います。ただこの火薬産業はその設備の関係からいたしましても、もちろんそのものは大体あの点については繰返さないことがあります。今私も伊藤君と同じよう点も気にかかるのですが、今私が申せた御意見の第二ページでありますけれども、製造及び販売、営業についての問題であります。外資の導入なり、また火薬商に対して、おそらく今度は外商がそれを経営するということもあり得るわけである。そういうことと関連して、主としてこの製造工場並びに火薬の保管距離について、いろいろ御意見が出ております。これはもう一つは、工場内部の安全設備の充実、特に安全装置の充実といふ点が、やはりそれ以上に必要ではなからうか。そういうことについては、否定しないだろとおつしいましたが、全面的に

否認いたします。全然そうではあります。そのことは太平洋戦争におきましてもその通りでございまして、日本の化学工業ほど太平洋戦争に貢献しなかつた工業はないのでござります。ところはおかしい話でござりますけれども、ほんと精密な兵器としての火薬をつくるに適しないようなことをやつておりますが、戰争がだん／＼激烈になつて参りまして、その技術者を使おうといふら程度で、わずかに戦争の終りごろになつて、それに参加するような気運になつて来た。こういう調子であります。世の中の方々は、火薬と申せばすぐ戦争といふことを連想されますが、全然そうではございません。カーリットにして、現在鉱山なり、建設用の爆薬を使つて、何かこれは、今もお話をありましたように、爆雷にも使える。竹やりにしても、とにかく戦争といふものは、身の性質からいたしましても、ほのかの一般工業の製品やその製造過程と違つて、もつと直接的にそいつたような限らない。そういう意味ではなはだつくりしないものだと思います。ただこの火薬産業はその設備の関係からいたしましても、もちろんそのものは大体あの点については繰返さないことがあります。今私も伊藤君と同じよう点も気にかかるのですが、今私が申せた御意見の第二ページでありますけれども、製造及び販売、営業についての問題であります。外資の導入なり、また火薬商に対して、おそらく今度は外商がそれを経営するということもあり得るわけである。そういうことと関連して、主としてこの製造工場並びに火薬の保管距離について、いろいろ御意見が出ております。これはもう一つは、工場内部の安全設備の充実、特に安全装置の充実といふ点が、やはりそれ以上に必要ではなからうか。そういうことについては、否定しないだろとおつしいましたが、全面的に

否認いたします。全然そうではあります。そのことは太平洋戦争におきましてもその通りでございまして、日本の化学工業ほど太平洋戦争に貢献しなかつた工業はないのでござります。ところはおかしい話でござりますけれども、ほんと精密な兵器としての火薬をつくるに適しないようなことをやつておりますが、戰争がだん／＼激烈になつて参りまして、その技術者を使おうといふら程度で、わずかに戦争の終りごろになつて、それに参加するような気運になつて来た。こういう調子であります。世の中の方々は、火薬と申せばすぐ戦争といふことを連想されますが、全然そうではございません。カーリットにして、現在鉱山なり、建設用の爆薬を使つて、何かこれは、今もお話をありましたように、爆雷にも使える。竹やりにしても、とにかく戦争といふものは、身の性質からいたしましても、ほのかの一般工業の製品やその製造過程と違つて、もつと直接的にそいつたような限らない。そういう意味ではなはだつくりしないものだと思います。ただこの火薬産業はその設備の関係からいたしましても、もちろんそのものは大体あの点については繰返さないことがあります。今私も伊藤君と同じよう点も気にかかるのですが、今私が申せた御意見の第二ページでありますけれども、製造及び販売、営業についての問題であります。外資の導入なり、また火薬商に対して、おそらく今度は外商がそれを経営するということもあり得るわけである。そういうことと関連して、主としてこの製造工場並びに火薬の保管距離について、いろいろ御意見が出ております。これはもう一つは、工場内部の安全設備の充実、特に安全装置の充実といふ点が、やはりそれ以上に必要ではなからうか。そういうことについては、否定しないだろとおつしいましたが、全面的に

す。ただ特殊法は一般法に優先すると、いうことはあります。実は労働基準法自身がその特殊法であります。特にこの法案には、労働基準法についての規定といふものが、ほとんどないと言つてもいいくらいであります。主として先ほども問題になりました主任者の指示に従うといふをもて抽象的な形で、その中に、先ほどのお話をありました技術基準、あるいは危害予防規程だけでなく、その他の問題も一切合財含まれる余地のある、何を指示せらるてもただ指示に従うといふ、非常に一方的な形で規定せられておりましたから、こういふ非常な懸念が出ることは、きわめて当然だろうと思ひます。そういう点から考えまして、これらあらゆる規定に対しまして、少くとも労働者、労働組合に対する関係におきましては、労働基準法が優先すべりものであるといふように考へるのであります。またそれによつて、これらの一切の安全設備、その他のものにないか。これは業者にとつては、多少とも負担になる点であるかも知れませんが、そういう点はやはり十分に取入れて、この業務をやられるということではなければ、労働組合としても納得が行かねるのではないかと考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上手にできていないところから、誤解になつたのだろうと思ひますが、先ほどもちよつと申しましたように、おきましたとえば乾燥工場の設備などの点につきまして、労働基準法に乾燥工場はこ

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準ができて先ほども問題になりました主任者の指示に従うといふをもて抽象的な形で、その中に、先ほどのお話をありました技術基準、あるいは危害予防規程だけなく、その他の問題も一切合財含まれる余地のある、何を指示せらるてもただ指示に従うといふ、非常に一方的な形で規定せられておりましたから、こういふ非常な懸念が出ることは、きわめて当然だろうと思ひます。そういう点から考えまして、これらあらゆる規定に対しまして、少くとも労働者、労働組合に対する関係におきましては、労働基準法が優先すべりものであるといふように考へるのであります。またそれによつて、これらの一切の安全設備、その他のものにないか。これは業者にとつては、多少とも負担になる点であるかも知れませんが、そういう点はやはり十分に取入れて、この業務をやられるということではなければ、労働組合としても納得が行かねるのではないかと考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準ができて、合格したものをつけさせる。そうすると今度は労働基準局の人が出て来るとき、われくは一体どつちをとつたことはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言わたどきに、われくは一体どつちをとつたらよいが迷うといふことを言うだけながら、それに従わなければならぬとおきましては、もちろん労働基準局があるから、それに従わなければならぬとおきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふように考へるのであります。またそれによつて、これらあらゆる規定に対しまして、少くとも労働者、労働組合に対する関係におきましては、労働基準法が優先すべりものであるといふように考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準をつけて、合格したものをつけさせる。そうすると今度は労働基準局の人が出て来るとき、われくは一体どつちをとつたことはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言わたどきに、われくは一体どつちをとつたらよいが迷うといふことを言うだけながら、それに従わなければならぬとおきましては、もちろん労働基準局があるから、それに従わなければならぬとおきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふように考へるのであります。またそれによつて、これらあらゆる規定に対しまして、少くとも労働者、労働組合に対する関係におきましては、労働基準法が優先すべりものであるといふように考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準をつけて、合格したものをつけさせる。そうすると今度は労働基準局の人が出て来るとき、われくは一体どつちをとつたことはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言わたどきに、われくは一体どつちをとつたらよいが迷うといふことを言うだけながら、それに従わなければならぬとおきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふように考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準をつけて、合格したものをつけさせる。そうすると今度は労働基準局の人が出て来るとき、われくは一体どつちをとつたことはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言わたどきに、われくは一体どつちをとつたらよいが迷うといふことを言うだけながら、それに従わなければならぬとおきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふように考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準をつけて、合格したものをつけさせる。そうすると今度は労働基準局の人が出て来るとき、われくは一体どつちをとつたことはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言わたどきに、われくは一体どつちをとつたらよいが迷うといふことを言うだけながら、それに従わなければならぬとおきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふように考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準をつけて、合格したものをつけさせる。そうすると今度は労働基準局の人が出て来るとき、われくは一体どつちをとつたことはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言わたどきに、われくは一体どつちをとつたらよいが迷うといふことを言うだけながら、それに従わなければならぬとおきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふように考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準をつけて、合格したものをつけさせる。そうすると今度は労働基準局の人が出て来るとき、われくは一体どつちをとつたことはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言わたどきに、われくは一体どつちをとつたらよいが迷うといふことを言うだけながら、それに従わなければならぬとおきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふように考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

うでなければならぬと書いてあります。それからこれはまだ出ておりませんが、火薬取締法の技術基準をつけて、合格したものをつけさせる。そうすると今度は労働基準局の人が出て来るとき、われくは一体どつちをとつたことはけしからぬ、いかぬじやないか、こんなものは直せと言わたどきに、われくは一体どつちをとつたらよいが迷うといふことを言うだけながら、それに従わなければならぬとおきましては、労働基準法が優先すべきものであるといふように考へるのであります。そこで御意見に對しまして、私の書いた文章があまり上

いうことは認めておるわけであります。それ以外の組合運動の立場から考えて、こういう文章の文字に現われたこと以外に、いろいろの意見がその間の審議過程において、はたしてあつたものかどうかということをはつきり知りたいということですが、今まで何回もこりうる検討をなされておることと思いますけれども、そういうことにほおかむりしておつたというわけではありません。しかしいろく組合内部の問題もありまして、そういうことにタッチする機会が、ほとんどなかつたわけありますから、先ほど申し上げましたような意見になりました。その点御了承願います。

○伊藤(憲)委員 先ほどの三十二條のことは、委員会の審議の過程において、修正するとか何とかいうようなこ

とも私たちとしては努力いたしたいのですが、かりにそれが不幸にして原案通りに通過いたしました場合に

先ほど労働条件の問題について、山本さんから、風早君の質問に対しても、やつて行きたいとお考えになつておる

そういう問題については、労資の間で十分協議して改善して行きたいといふよ

うなことを御返答願つたわけであります

が、本法につきましても、政府側は労働関係の法規については、何ら侵害しないのだ。だからいろいろの問題があつた場合には、そういう方面で解決してもらいたいと言つておるのであります。

そこで南坊さんの御書面にも、何か安全法といふものもありますけれども、実は私は弊害とかアセチリンを入れるポンベ、アセチリンのガスの発生

機などをやつておりますが、これも高圧液化ガス取締り令とさうものがありまして、たとえばタンクには必ず一

か 安全器をとりつけなければならぬと規定があるのに、実際にそれを守つた。そこで先ほど南坊さんがおつし

ておる工場はほとんどなかつたわけではありませんように、私たちはこの火薬産業において仕事をされる上でいろいろな危険を防止されるという、そこに意味があるのではないかと、

味があるのであります。問題は、作業規律とかいろいろなものが、それに名をかりて組合を弾圧することに問題があるのですから、そういう危険につい

て、労働組合と協議して、こういうことをお互に守ろうといふ形で、それを防止するということになれば、きわめてけつこうだと思ひます。従つてこ

の法律がこのまま通過したといつましても、やはり南坊さんが業界の代表者として、労働条件について協議して

やつて行きたいとお考えになつておるよう、この問題についても、この規定のいかんにかかわらず、実際上はやはり労働者の意見を受入れることに設

備の問題などについては労働者の方もみな意見があるし、これが完備された場合には、危険が防止されるといふ可

能性もあると思ひますので、そういう御意見があるかどうかといふ点を、一

点だけお聞きしておきたい。

○南坊参考人 ただいまの御意見にお答え申上げます。そういう点におきま

しては、労働者の方々の御意見を十分参酌いたしてやつて行きたいと思つております。

○火薬類取締法案を議題として質疑を繼續いたします。今澄君。

○今澄委員 本法案の大局的な大きな問題については、先般質疑をいたしまして、政府の考へておるところはあら

かたわかりました。が、今日の参考人の供述等とにらみ合せて、なお三、四点

政府に質問をいたしたいと思ひます。

まず第一番に、この前第七條の許可の基準について、左の各項に適合する

ものでなければならぬとあるが、その

第三項が全部「通産省令で定める技術上の基準」に云々とか、あるいは「公共

の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないもの」というように、きわめ

てあります。あるから、これらの資料

の提出を要求いたしたのであります

が、質疑をきりようで打切るというよう

ういうふうな方法で、やり得るもので

あるかといふ点についても、具体的な

御説明を願いたい。今度の工業法の改

正は、まだわれの審議するところ

にはなつておりますが、工業法につ

いても伝えられる案を調べてみると、

非常にあいまいな言葉が多い。こうい

つたふうなあいまいな表現と不正確な

言葉で表わされるものは、ときにそれ

が運用の面において非常に大きな結果

を生ずる、あるいはそのために労働運

動が非常に弾圧されるとか、いろく

な問題が生ずるので、本法案につい

ては、それの具体的な事情に応じま

して判断すべきものでございまして、

格別省令によりましてこの内容を規定

するという性質のものではないと存じ

ます。

○農村委員長代理 たゞいまの御質問

第七條各号にございまするいわゆる技

術上の基準の内容でござりまするけれ

ども、これにつきましては、お手元に

資料いたしまして技術基準の骨子と

いう印刷物を差上げてあるはずでござ

ります。これによりまして技術基準の

大体のことを御承知願いたいと存じま

す。「公共の安全の維持又は災害の発生

の防止に支障のない」これにつきまし

ては、それの具体的な事情に応じま

して判断すべきものでございまして、

格別省令によりましてこの内容を規定

するという性質のものではないと存じ

ます。

○長村政府委員 技術的な基準につきましては、先ほどお答え申し上げまし

たように、その大体の内容をお手元に

差上げました印刷物によつて、御了承

願いたいと存じます。公共の安全の維

持又は災害の発生の防止」という言葉

が、たびべて出て参りまして、その内

容が抽象的であるではないかといふ

言葉でござりますけれども、これはこ

の性質上画一的にきめるべきものでな

く、またきめられるものではないと思

うのであります。結局それの具体的な

場合に、健全な社会通念によりま

して判断をいたしまして、そろしてそ

れに該当するかどうかといふことをき

めざるを得ないものであろう、かよう

に考えます。

販売の許可につきましては、製造許

可と同様に第七條によりまして審査を

するわけであります。許可の基準はや

はり第七條でございます。これにつき

ましても、第七條に明らかであります

るよう、第七條一、二、三の各号の基準に適合するかどうかという判断をするわけですが、一号、二号につきましては、一応技術上の基準の問題になりまして、これが製造の許可の基準になるわけがあります。販売の方は結局第三号によりまして、公共の安全の維持、災害の発生の防止といふことが、許可の判断の基準になるわけですが、許可の判断の基準になるわけがございます。この点は本法の目的でありまする災害の発生の防止及び公共の安全の維持、災害の発生の防止といふことをもらみ合せまして、それらの具体的な場合に適合するかどうかが、これを健全な常識なり概念によつて、判断いたしたいということに相なつております。

○今委員 それで私どもの方で、公共の安全の維持といふ言葉を考えてみるの、これが保安の上から必要がある場合にはとあることと、これは同じ意味ということでありますならば、多少納得もできますが、これらの公共の安全の維持といふ漠然たる表現は、それらの保安を維持する上に必要がある場合

といふような意味に、これは解釈しておおむね今治委員のお考え通りだと思ひます。大体ここに公共の安全だとか災害防止とかいう言葉が、並列的に並んでおりますが、公共の安全性と申しますことも、災害防止を対象として考えられています。大体火薬の製造所、販売所とか、火薬庫とか、これを消費いたしまする場所については、たゞいま第七條の規定によります

る許可基準と技術的見地がございま

して、これによつて一定の公共の安全を確保するというものを、対象とした許可基準をもつてられますので、これは主として灾害を防止するという觀点からの

み、この問題を考えて行けばよろしくあります。しかしながら火薬が製造から消費に至るまでの過程、相当に長い間を有するものであります。

○今委員 あなたは他のいろいろ軽々といたしまして過程におきましてその事例があろうと思いますが、これらは少くとも社会面からながめました公共の安全といふ面から災害を防止する、これによって災害が起らないといわゆる公

共の安全性を確保するという考え方を持っていますので、ここに言葉が非常にあいまいでありますという御指摘の点

○今委員 またしまして立派せられておる次第であります。何とぞ御了承願います。

○今委員 次はこの危害予防の規程の件であります、これらは危害予防規程をもし今どういふうな規程をつくりつて、これにはどういふうな問題を充てておられるというような腹案がござりますが、これらは危害予防規程をもし今どういふうな規程をつくりつて、これにはどういふうな問題を充てておられます。甲種、乙種、丙種、それらによつて交付されました主任者免状とみなされておりますので、あらためて試験を受けることなくそのまま資格が継続する、かよくなことになつておられます。それから新法におきましてお見えますのは、甲種免状も、それらの資格を受けることなくそのまま資格が継続する、かよくなことになつておられます。それから新法におきましてお見えますのは、甲種免状も、それらの資格を受けることなくそのまま資格が継続する、かよくなことになつておられます。甲種免状も、それらの資格を受けることなくそのまま資格が継続する、かよくなことになつておられます。

○今委員 ついでに、甲種免状も、それらの資格を受けることなくそのまま資格が継続する、かよくなことになつておられます。甲種免状も、それらの資格を受けることなくそのまま資格が継続する、かよくなことになつておられます。甲種免状も、それらの資格を受けることなくそのまま資格が継続する、かよくなことになつておられます。

○今委員 お話を伺つておきたいと存じます。そこで新法におきましてお見えますのは、甲種免状も、それらの資格を受けることなくそのまま資格が継続する、かよくなことになつておられます。

職務を持つておるわけでござります。

この法律自身いたしまして、三十二條に「職務にその職務を遂行しなければならない」という一般的の義務遂行のための規定をおいております。

が、もし作業主任者が適当でないよう

な場合には、三十四條に規定するところによりまして、作業主任者の解任もまたなし得るという監督規定を置きま

して、適当な作業主任者を常にその職

場に置くというようにいたしたいと思

つております。

○今澤委員 それから四十三條の問題

になりますが、この條文は一步誤ま

れば非常に重大な結果を招くおそれがあ

るの、この場合の災害の防止の例の

文句の認定も第七條、第十七條の文句

と同一であつて、内容もまた同じであ

るかどうか。それからその條文中にそ

の職員というふうになつております

が、これはどこの職員をさすか、それ

からもう一つは警察官が立入り検査等

をする場合には、警察官自身が立入り

検査の必要を認めればこれは隨時でき

るのかどうか。もしそういうことにな

るといふと、火薬の知識のない警察官がそ

らあたりを立入りして、それらの保安

等その他に影響を与えたり、あるいは

事故を誘発するといふような原因にな

る恐れもあるが、そういう場合にはど

ういう考慮が払われるかといふよう

点について、御答弁をお願いしたいと

思ひます。

○長村政府委員 立入り検査につきましても、四十三條に規定しておるとともに、職員といふのは通商産業大臣あることは都道府県知事の部下であります。まず第一に、四十三條

規定期を置きました。それを認めておるわけでござりますけれども、なおかつ十分な注意を払いたいと考えております。本法の取締り事務に従事しております。

ます職員であります。警察官その他はこれに入つております。なおこの條文によりまして、いわゆるその職員があるいは警察官等が立入りますときつて入ることになつております。こ

は、この法律の規定に定める條件に従

が、きょうが最後でありますので、も

う一度この点について質問をしたいの

にあります。次もお述べになりましたように、本

法の目的とするところとまったく同じ

であります。いわゆる災害の防止に

関係のある保安のためにのみ必要な場

合に、公共の安全といふことがはから

れることになつておるわけであります

ので、この場合の災害の防止の例の

文句の認定も第七條、第十七條の文句

と同一であつて、内容もまた同じであ

るかどうか。それからその條文中にそ

の職員というふうになつております

が、これはどこの職員をさすか、それ

からもう一つは警察官が立入り検査等

をする場合には、警察官自身が立入り

検査の必要を認めればこれは隨時でき

るのかどうか。もしそういうことにな

るといふと、火薬の知識のない警察官がそ

らあたりを立入りして、それらの保安

等その他に影響を与えたり、あるいは

事故を誘発するといふような原因にな

る恐れもあるが、そういう場合にはど

ういう考慮が払われるかといふよう

点について、御答弁をお願いしたいと

思ひます。

○長村政府委員 立入り検査につきましても、四十三條に規定しておるとともに、職員といふのは通商産業大臣あることは都道府県知事の部下であります。まず第一に、四十三條

規定期を置きました。これを認めておるわけでござりますけれども、なお

かつ十分な注意を払いたいと考えてお

ります。

○今澤委員 引続いてこれは先般来るいろいろ問題になつたところであります。現行法では輸出もまた許可制となつておる。しかも輸入は許可制であります。次もお述べになりましたように、本易管理法あるいはその他の法律がある

から十 分であるといふ御答弁がござい

ました。この問題については輸出輸入を同じようにしなかつたといふことにつけて、やはりいま少し詳細な御説明を願いたいと思います。

○今澤委員 お尋ねの点であります。この場合の認定は、その場合におき

ます具体的な事情によつて異なるわ

けあります。しかしながら検査のよ

うであります。そこで、警官その他立入り

検査の必要がある場合のみに限つて立入り

ができることがあります。この條文によ

ります。この條文によるわけである

のであります。しかしながら検査のよ

うであります。つまり、この條文によ

ります。この條文によるわけである

のであります。しかし輸出の面におい

て、さような事実があるといふことを

おもかる年間生産計画を日本政府

が立てまして、司令部の許可を得て生

産いたしますので、当初から輸出向

といふものを考えて、生産数量に纏り

込んでおりません。従つて輸出をする

こと自体は、事實は産業火薬といふ面

から申しますと、わかりやすい言葉で

申せば、職業用の火薬とは、その効力に

おいて格段の相違があることと思いま

すので、これらも顧慮いたしまして、輸

出の機会は絶無であろう。万一家族が

場合においては届出をさせまして、貿

易管理法の取締りによつて、規制がで

きるのではなくかろうかと思いまして、

その便をはかつて、さようなことにいたしました。

○今澤委員 次は四十四條、四十五條

の行政処分であります。これは場合

によると組合のストライキもその理由

に該当しないこともない。このよう

に労働者が労働組合法によつて守られ

てゐる権利等を、行政処分でやると

いうことを考えておられるのかどう

か。もしうでないとすれば、労働争

議等の問題は、これらと別ものであろ

う。これが妥当であるかどうかといふ

ことを明記するわけには行かない

いものかどうかといふことを伺いたい

と思います。

○宮澤政府委員 お尋ねの点であります。労働法規との関係につきましては、各

が、これはただいま閑逸的に仰せら

れました。いろいろな理由で、輸出は届

出制度にしたわけですが、根本

的見方をいたしましては、しばらく

おきますが、本法と労働法規とはまつたく

並行的に存在するものであります。

しかし運営の面において、さ

うな手はずをいたしたいと考えております。

○今澤委員 本法に關しまして、

資料は、この條文にもございますよう

に、それぐの欄に書かれておる金額

の範囲内できめるわけであります。こ

れが最高限度であるわけであります。

今後ここに掲げてある各種の申請、あ

るいは免状の交付等につきましては、

先ほど申しましたような国家試験とい

うようなこともありますし、各種の行

政的措置をする關係もござりますの

で、この範囲内においてできる限りの

低い程度の手数料をとりたいと存じて

おります。しかし運営の面において、

ならず国会の御意図でさようなことが必要であるといたしまするならば、それらは尊重いたしたいと考えております。

○今澤委員 第四十九條の手数料につ

いてございますが、特に第八の甲種

火薬類作業主任者免状以下の納付すべ

き金額が、まだつききまつてないな

いらしいのですが、はつきりした金額がわかれれば、この際発表してもらいたい。こんなものにこの程度の納付金を

出させるということは、少し納付金が高過ぎるといふふうにも考えられま

す。これが妥当であるかどうかといふ

あなたの考へを、お聞かせ願いたい

と思います。

○長村政府委員 この四十九條の手数

料は、この條文にもござりますよう

に、それぐの欄に書かれておる金額

の範囲内できめるわけであります。こ

れが最高限度であるわけであります。

今後ここに掲げてある各種の申請、あ

るいは免状の交付等につきましては、

おりますが、この程度のものをとることは、あえてさしつかえないかと存じておるわけであります。

○今澤委員 第五十二條中の「政令で

定める区分により、」とあります。これについての説明をお願いします。

○長村政府委員 これは通産大臣ある

いは都道府県知事が三條、五條以下、

この條文に掲げてあります各種の許

可をするわけですが、この許可

権限などの許可を大臣がやる、あるい

ほどの許可を府県知事がやるということは、法律自身には掲げてありません。これは別に政令等によつて、たとえば製造工場について通商産業大臣、あるいは火薬庫については府県知事といふうに、事項ごとにわけるつもりであります。その事項ごとにわかるに従いまして、まだだれがどこに報するかということにわかるわけであります。こまかいことになりますので、今申しましたようなことを、政令で区分してきめたいと存じております。

○今村委員 これらの政令という文句

で、漠然とうたつてあるだけで、こま

かいことにはなりますが、どういふ

うな方向に行くかということが、やは

りわざ／＼としてはそのあり方につい

て、非常な関心を持つておるわけであ

ります。

そこで最後に四十八條の許可の條件についてであります。第三項の「災害の防止又は公共の安全の維持をはかるため必要な最少限度のものに限り」書いてあります。この具体的なあたり方の御説明を聞きたいのであります。大体各條中に、そういうような具體的な問題は、解釈のしようによつては、どうにもなるという問題が多いのですが、特に四十八條の許可の條件等にあるわけあります。この條件といふものも、あるいは製造の事業、あるいは販売の事業、その他の行為等に対

する制限でありますので、むやみに條件をつけすることは、はなはだおもしろくないと思いますが、災害の防止あるいは公共の安全の維持という本法の目的の範囲内で、しかも必要な最少限度に限つて、必要やむを得ないところの條件をつけて、これが許可を受けるのに、不当な義務を課すことになつてはならない、という條件はつけるけれども、その條件は本法の目的から見て、真にやむを得ない程度の條件といふことにいたしたわけであります。またそれ／＼の許可の中請なり何かがあまりませんと、その申請に応じての條件でありますので、具体的にどうこうとかいふことはできないのでありますけれども、あるいはこれは一つの想像によるところでは、この請はれては災害の防止等の見地から、その数量等もある程度の範囲を限定するということも、ときに出で来るのではないかと考えておるのであります。

それからまたここに掲げてある條文の中にありますけれども譲り受けの許可といふものもこの中にござります。これなどについても譲り受けの期日、書は使つた後には、返済させることいつ譲り受けのか。あるいは譲り受けをします場合には、証明書を渡すことになつております。この譲り受け証明書は使つた後には、返済せざるといふような条件もつけることがあるかもしれません。が、この程度のことを考えております。

○今村委員 大体以上で私の質問の條

項別の問題を終ります。

これを通覽して、結論として、どう

も本法案は、いろ／＼字句のあいまい

な点、それから政令その他に譲つた点

の具体性を欠く点、いろ／＼問題が残

つておると思いますが、危害予防、あるいは保安の重要性等を認めなければならぬし、実質的には事業主として、いろいろの責任者の問題、その他の問題

についての運用面の危惧も残しております。

そこで、私の質問はこれで打切りま

すが、その他の問題については、また

機会があるならば、われ／＼の方の意

見を修正案なりに出したい、かよう

うであります。

○神田委員長代理 これにて本案に對する質疑は一應打切ることといたしますが、なおやむを得ざる場合には、次に補充質疑をお許しいたします。

次会の開会日時は、公報をもつてお

ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十二分散会

昭和二十五年五月三十日印刷

昭和二十五年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁